

安全法令ダイジェスト 改訂第7版

テキスト版 2020年5月18日4刷 訂正箇所
※第5刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 1 9 〈安衛則 157 条〉 4 つ目

【訂正前】・誘導員の配置

【訂正後】・誘導者の配置

P 6 9 矢印項目下から 2 つ目

【訂正前】→工作物の解体等の作業〈安衛則 171 条の 6〉

【訂正後】→立入禁止等〈安衛則 171 条の 6〉

P 1 1 4 表「許容落下高さ等」/ ネットの垂れ

【訂正前】 $0.2(L + 2A) \div 3$ 以下

【訂正後】 $0.25(L + 2A) \div 3$ 以下（注 1）

【訂正前】 $0.2L$ 以下

【訂正後】 $0.75 \div 3$ 以下（注 2）

P 1 1 4 表「許容落下高さ等」表下

【追加】注 1 仮設工業会の基準では $0.2(L + 2A) \div 3$ 以下

注 2 同 $0.2L$ 以下

P 1 3 4 計画届〈安衛則 90 条〉

【訂正前】・31 m 以上の建築物～

【訂正後】・31 m を超える建築物～

P 1 3 9 金属のアーケ溶接作業は粉じん作業～ 1つ目

【訂正前】・防じんマスクを使用する～

【訂正後】・呼吸用保護具（防じんマスク）を使用する～

P 1 3 9 金属のアーケ溶接作業は粉じん作業～の下に矢印項目追加

【追加】→金属アーケ溶接作業は溶接ヒュームを発生する作業として特化則も適用

- ・ 特定化学物質作業主任者（技能講習修了者）を選任〈安衛令6条18号、特化則27条、28条〉
- ・ 呼吸用保護具（防じんマスク）を使用する〈特化則38条の21〉
※粉じん則の規制内容と同様
- ・ 上記作業に常時従事する場合、特殊健康診断の実施〈特化則39条〉

P 1 5 7 職務〈安衛則383条の3〉 1つ目の次に追加

【追加】・換気方法の決定、呼吸用保護具の選定

P 1 5 7 職務〈安衛則383条の3〉 2つ目

【訂正前】・器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の～

【訂正後】・器具、工具、要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の～

P 1 5 7 職務〈安衛則383条の3〉 3つ目

【訂正前】・要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の～

【訂正後】・要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の～

P 1 5 7 ずい道等覆工〈安衛則383条の4〉の上に矢印追加

【追加】→ずい道等救護技術管理者研修の修了者〈安衛法25条の2〉 162 ページ参照

P 1 8 4 4～6行目

【訂正前】平成24年5月9日には「建築物の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」が示されている（平成26年6月1日改正）。

【訂正後】令和3年4月1日（一部例外あり）からは、規制内容が強化された改正石綿則が施行される。

P 1 8 4 事前調査〈石綿則3条〉 1つ目

【訂正前】・解体等（含む石綿則10条の～

【訂正後】・解体・改修等（含む石綿則10条の～

P 1 8 4 事前調査〈石綿則3条〉 2つ目

【訂正前】・作業場の見やすい箇所に、事前調査の年月日、調査方法、結果の概要を提示

【訂正後】・調査は有資格者（講習修了者等※1）が実施し、結果を3年間保存するとともに、一定規模以上のときは概要を所轄労働基準監督署長に報告※2（電子メール等）

※1 有資格者による調査は、令和5年10月から義務付け

※2 報告は令和4年4月から義務付け

・作業場の見やすい場所に、調査年月日、行った部分、方法・結果を掲示

P 1 8 4 事業者アイコンの下に文言追加

【追加】「建築物の解体等の作業での労働者の石綿ばく露に関する技術上の指針」（平成24年5月9日公示、平成26年6月1日付で改正）も参照

P 1 8 4 作業の届出〈石綿則5条〉 1つ目

【訂正前】・石綿等が使用されている保温材や耐火被覆材、断熱材等の除去作業、封じ込め、囲い込みの作業を行う場合、様式1号に当該建築物等の図面を添付し、工事開始前までに所轄の労働基準監督署長に提出（但し、安衛法88条3項の計画届〔吹き付け石綿の除去作業〕を行う場合は工事開始の14日前までに提出）

【訂正後】・吹きつけられた石綿等、張り付けられた石綿使用の保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込みの作業を行う場合、様式1号の2に当該建築物等の図面を添付し、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に提出（安衛法88条3項の工事計画届（吹き付け石綿の除去、封じ込め・囲い込みの作業）を行う場合は工事開始の14日前までに届出）

P 1 8 4 作業場所の隔離等〈石綿則6条〉

【訂正前】・～4. 前室を負圧に保持・点検 5. 負圧の確認ができないときは集じん・排気装置の増設等 6. 排気口で漏えいの有無点検 7. 漏えい時は補修

【訂正後】・～4. 前室を負圧に保持 5. 隔離実施後に集じん・排気装置の排気口で粉じん漏えいの有無点検 6. 集じん・排気装置の変更後に排気口で粉じん漏えいの有無点検 7. 作業前・中断時に前室の負圧を点検 8. 前室の負圧が確認できないときは集じん・排気装置の増設等

P 1 8 4 立入禁止〈石綿則7条1号〉の前に矢印項目追加

【追加】→石綿含有成形品の除去に係る措置等〈石綿則6条の2、6条の3〉

- ・壁・柱・天井等に用いられた石綿含有成形品の除去は、技術上困難な場合を除き、切断等以外の方法による（けい酸カルシウム板第1種の切断時はビニールシート等で隔離等）
- ・仕上げ塗材を電動工具で除去時もビニールシート等で隔離等

P 1 8 4 石綿等の切断等に係る措置〈石綿則13条〉 1つ目の後に追加

【追加】・湿潤化が著しく困難なときは電動工具の使用等代替措置に努める

P 1 8 5 矢印項目上から6つ目

【訂正前】→作業の記録〈石綿則35条〉

【訂正後】→作業の記録等〈石綿則35条、35条の2〉

P 1 8 5 作業の記録〈石綿則35条〉 1つ目の後に追加

【追加】・作業の実施状況等を写真等により記録し、3年間保存

P 1 8 6 矢印項目及び内容下から3つ目

【訂正前】→粉じん作業を行う坑内作業場の粉じん濃度の測定〈粉じん則6条の3〉

半月以内ごとに1回、定期的に測定する

【訂正後】→粉じん作業を行う坑内作業場（切刃に近接する場所）の粉じん濃度の測定〈粉じん則6条の3〉

半月以内ごとに1回、粉じんの濃度（及び遊離けい酸含有率）を定期的に測定する※

※測定・評価の方法は告示を確認

P 1 8 6 事業者アイコンの下に文言追加

【追加】粉じん濃度目標レベルは $2\text{ mg} / \text{m}^3$ 以下（ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン）

P 1 8 6 粉じん濃度の測定結果に応じた措置〈粉じん則6条の4〉

【訂正前】上記定期測定の結果に～

【訂正後】・上記定期測定の結果に～

P 1 8 6 粉じん濃度の測定結果に応じた措置〈粉じん則6条の4〉 1つ目の後に追加

【追加】・風量増加等の措置後、粉じんの濃度を測定。測定結果を7年間保存、見やすい場所に掲示等

P 1 8 7 電動ファン付呼吸用保護具の使用〈粉じん則27条2項〉

【訂正前】電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければ～

【訂正後】半月1回の粉じん定期測定等の結果に応じ、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければ～

P 2 0 1 一番下へ追加

【追加】労働時間の通知等

- ・事業者は1月80時間を超える時間外が発生した労働者の氏名・超えた時間に関する情報を産業医に提供（安衛則14条の2）
- ・事業者は、1月80時間を超える時間外が発生した労働者に対して、超えた時間に関する情報を通知（安衛則52条の2）

P 2 0 5 ●墜落制止用器具は構造規格に合致するものを使用

【訂正前】旧告示(昭和50年9月8日付 厚生労働省告示67号)に基づく安全帯(胴ベルト、フルハーネス型)は平成34年1月1日まで使用可

【訂正後】旧告示(平成14年2月25日付 厚生労働省告示38号)に基づく安全帯(胴ベルト、フルハーネス型)は令和4年1月1日まで使用可

P 2 0 5 ●墜落制止用器具は構造規格に合致するものを使用 の表中

【訂正前】（平成 32）

【訂正後】（令和 2）

【訂正前】（平成 33）

【訂正後】（令和 3）

【訂正前】（平成 34）

【訂正後】（令和 4）

【訂正前】（平成 34）

【訂正後】（令和 4）

P 2 1 2 「呼吸用保護具」の作業の種類

【訂正前】坑外においてさく岩機による作業、坑内の鉋物の積卸し作業等

【訂正後】坑外においてさく岩機による作業、坑内の鉋物の積卸し、金属のアーク溶接作業等

P 2 1 2 「呼吸用保護具」の作業の準拠条項

【訂正前】粉じん則 27 条 じん肺法 5 条

【訂正後】粉じん則 27 条 特化則 38 条の 21 じん肺法 5 条

P 2 1 5 ●施工体制台帳等の作成の留意事項③ 1 つ目

【訂正前】～（3）外国人建設就労者の従事状況の有無

【訂正後】～（3）監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名・資格、（4）工事に従事する者の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況、中退共の被共済者であるか否か、安全衛生教育受講者の場合はその内容、（任意）建設工事にかかる知識及び技術又は技能に関する資格、（5）外国人建設就労者の従事状況の有無

P 2 1 5 ●施工体制台帳等の作成の留意事項③ 2つ目

【訂正前】～（４）外国人建設就労者の従事状況の有無

【訂正後】～（４）工事に従事する者の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況、被共済者であるか否か、安全衛生教育受講者の場合はその内容、（任意）建設工事にかかる知識及び技術又は技能に関する資格、（５）外国人建設就労者の従事状況の有無

P 2 1 5 ●施工体制台帳に係る書類の提出について③

【訂正前】監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真

【訂正後】監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者名

P 2 1 5 施工体系図イラスト

【訂正後】顔のイラスト削除

P 2 2 8 労働基準監督署長届／対象作業／6

【訂正前】6．吹付け石綿等の除去作業

【訂正後】6．吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業

P 2 3 2 有機溶剤等取扱作業／石綿等を取扱う作業 の下に行を追加

【追加】

建築物の解体等の作業時の 事前調査・分析調査	調査者	石綿則3条					○※
---------------------------	-----	-------	--	--	--	--	----

P 2 3 2 表下に追加

【追加】※調査を実施する者として厚労大臣が定める講習の受講・修了考査の合格者を選任（有資格者による事前調査・分析調査の規定は令和5年10月から義務化）

P 2 3 4 クレーン等の運転の下から3つ目

【訂正前】 積載荷重 250kg 以上、ガイドレールの高さ 10 m以上の建設用リフトの運転

【訂正後】 建設用リフトの運転

P 2 3 7 溶接作業として一番下に1行追加

【追加】

アーク溶接、溶断等において ヒュームを発生する作業	特定化学物質 作業主任者	安衛令6条18号 特化則27号		○		
------------------------------	-----------------	--------------------	--	---	--	--

P 2 4 2 〈参考〉表 1行目 測定場所

【訂正前】 ～（ずい道内部の建設に限る）

【訂正後】 ～（ずい道内部の建設に限り、切羽に近接する場所で測定）

P 2 4 2 〈参考〉表 1行目 測定項目

【訂正前】 空気中の粉じん濃度

【訂正後】 空気中の粉じん濃度及び遊離けい酸の含有率

P 2 8 4 索引「と」14行目

【訂正前】 特定建設作業（騒音、震動）

【訂正後】 特定建設作業（騒音、振動）